



全国ハイヤー・タクシー連合会

Japan Federation of Hire-Taxi Associations

タクシー事業の進化に関する決議

ハイヤー・タクシー業界においては、少子・高齢化社会の急速な進展並びにGX（グリーントランスフォーメーション）、DX（デジタルトランスフォーメーション）の大きな潮流の中、地域公共交通機関として課せられた重要な使命を改めて自覚し、コロナ禍で約2割減少した運転者数の回復に全力を尽くす等様々な課題に一步一步着実に取り組み、成果を挙げることが重要である。

このため、全タク連においては、全国各地の会員事業者及び各都道府県協会と緊密に意見交換、情報交換を図りながら、

- 若者・女性・元気な中高年等良質なドライバーの雇用
- 深刻化する人手不足への対応、復活したインバウンド対応のための外国人在留資格特定技能1号制度を活用した外国人ドライバーの雇用
- 「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づいた交通事故防止の徹底
- 2050年カーボンニュートラル達成を目指し、電動車等の普及促進等による環境対策の推進
- ユニバーサルデザイン車両の普及促進等によるケア輸送体制の整備
- 妊婦応援タクシー・育児支援タクシーの普及促進による子育て支援の推進
- 乗合タクシーの普及促進による地域の高齢者等の移動支援の推進
- 地方自治体、地域の観光事業者と一体となった観光地における二次交通ネットワークの充実
- 利用者利便の向上及び需要拡大に向けたスマホ配車の普及促進及びキャッシュレス化の推進
- 交通空白の解消に向けた日本版ライドシェア及び公共ライドシェアの普及促進

等諸施策を積極的に推進する。

併せて、今後ともタクシーが利用者ニーズに応じて安全・安心かつ、質の高いサービスを提供し、地域公共交通機関としての使命を達成できるよう財政・税制上の支援の更なる強化を要望する。特に、来年1月以降における燃料価格激変緩和対策の継続、令和6年度補正予算及び令和7年度予算における「交通DX・GXによる経営改善支援事業」、「交通サービスインバウンド対応支援事業」、「旅客運送事業者の人材確保事業」及び「地域公共交通バリア解消促進等事業」遂行のための十分な予算額の確保を強く要望する。

加えて、タクシー事業の生産性の向上及び乗務員の労働環境改善の原動力である運賃改定の適宜・適切なる改定実現を強く要望する。

右 決議する。

令和6年11月13日

第61回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

C O N T E N T S

■事業者大会決議	1	■働き手の確保に向けて	17
■事業者数と車両数	3	■交通空白の解消に向けて	19
■タクシーの運賃・料金	5	■お客様のニーズに応える地域公共交通機関	21
■経営の現状	7	■インバウンド対応	25
■年間納税額	9	■ケア輸送サービス	26
■環境に優しいタクシー	10	■広報活動（情報検索サイト 全国タクシーガイド）	27
■交通安全対策	11	■社会貢献	28
■自動運転タクシーの社会実装に向けて	14	■防犯対策	29
■安全・安心輸送を支える人々	15	■都道府県協会一覧	30

第119回 臨時総会 第167回 理事会 第61回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会 一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会



会長 川鍋 一朗

タクシー業界が利用者起点の「国民の足の確保」を推進する中、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要

「デジタル行財政改革取りまとめ2024」、「経済財政運営と改革の基本方針2024」及び「規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）」において、「全国の移動の不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、並行して、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める」こととされた。

「ライドシェア」と称する白タク行為は、事業主体が運行及び車両整備管理等について、民事・刑事上の法的な最終責任を負わない点が最大の問題。

加えて、運転者を独立した個人事業主と位置づけ、厳格化する労働関係法令の規制を逃れようとするものであり、ワーキングプア層を増加させるもの。さらには交通渋滞や事故を増加させるとともに、CO₂排出量を増大させ、2050年カーボンニュートラル実現に逆行する。

コロナ禍が終息し、インバウンドも復活する状況を受け、タクシーの供給不足が指摘される中、我々タクシー事業者は、地理試験の廃止や二種免許取得の効率化等様々な国の支援措置をフル活用し、コロナ禍で減少したタクシー乗務員の増加に全力を傾注し、かなり戻ってきたところ。令和6年10月末においては、直近12カ月で約9千人増加。

加えて、乗務シフトの見直し、空港・駅の乗り場改善、営業区域を超えた応援部隊の派遣を始め、全国的な規模での自家用車活用事業（日本版ライドシェア）の展開、自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）への参画等、交通空白の解消に向け、ありとあらゆる取組みを展開中であり、公共交通を破壊するライドシェア新法は不要である。

我々タクシー事業者は、地方創生を担う社会インフラであるという認識の下、今後とも国民に対する安全・安心な輸送サービスを確保すべく、業界一致団結し、労働組合、個人タクシー業界、バス業界、自動車メーカー、消費者団体、「交通の安全と労働を考える市民会議」そして全国の地方自治体と緊密に連携し、ライドシェア新法の制定を全力で阻止する。

右 決議する。

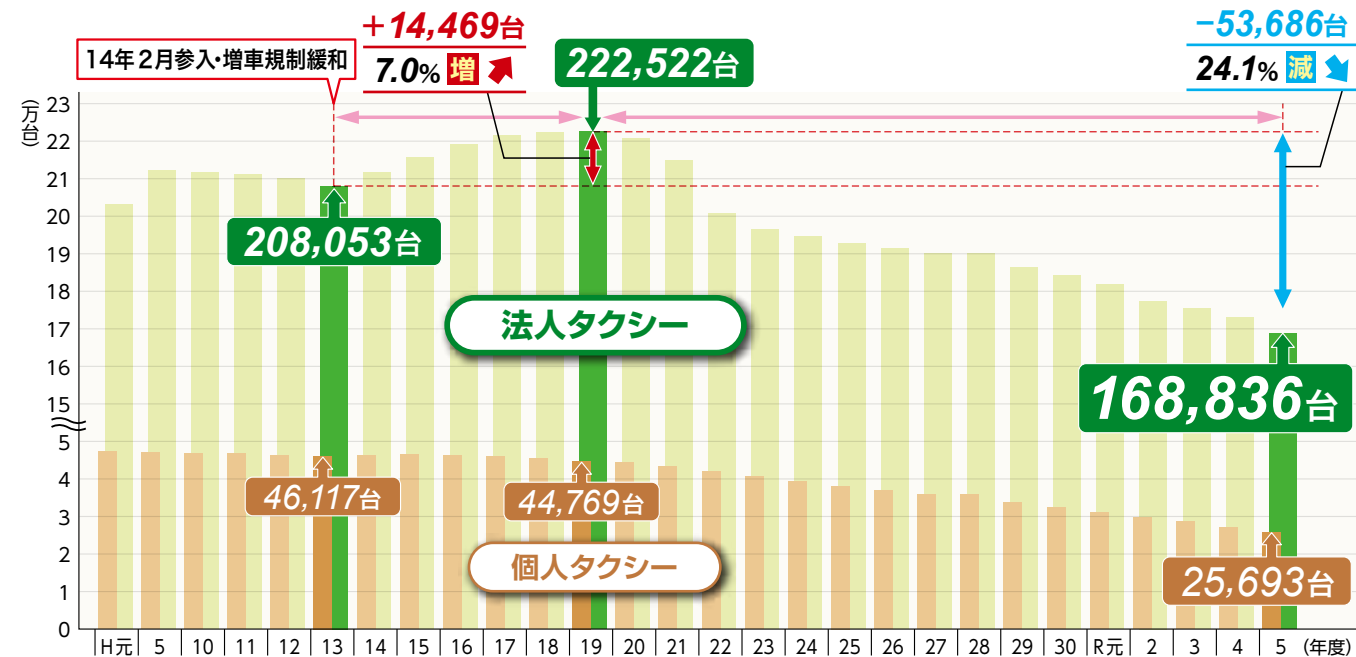
令和6年11月13日

第61回 全国ハイヤー・タクシー事業者大会

事業者数と車両数

規制緩和以降、タクシー事業は、長引く需要減少と相まって多くの地域で供給過剰が進行し、利用者サービスの低下、道路混雑等の交通問題、運転者の労働条件の悪化等の問題が発生しました。

この問題を解決するため、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法人タクシーは、サービスの活性化、事業経営の効率化等を行うとともに、供給過剰状態の是正に取り組んできました。



島根	90 934 0	鳥取	25 535 0				
山口	100 2,045 47	広島	211 4,844 835	岡山	134 2,533 148		
福岡	239 8,395 1,606	長崎	116 2,228 346	佐賀	40 965 34	大分	76 1,936 101
熊本	139 2,672 272	宮崎	37 1,796 36	愛媛	145 1,809 194	香川	70 1,361 81
鹿児島	116 2,801 212	高知	103 1,011 97	徳島	87 912 33		
沖縄	129 3,453 1,102						
兵庫	181 6,200 864	大阪	228 14,265 2,278				

タクシー総車両数

194,529台

法人タクシー
事業者数 5,549社
車両数 168,836台

個人タクシー
車両数 25,693台

(令和6年3月末現在 国土交通省調べ)

	石川	66 1,635 189	富山	45 688 74	新潟	109 2,379 288	栃木	92 1,626 45	茨城	197 2,411 0	
京都	72 5,634 1,720	福井	47 819 56	長野	101 2,216 76	群馬	57 1,373 0	埼玉	179 5,294 160	千葉	179 5,505 493
奈良	54 956 8	滋賀	26 1,083 34	岐阜	49 1,665 59	山梨	67 814 0	東京	381 29,938 9,382		
和歌山	56 1,274 39	三重	44 1,059 1	愛知	122 7,203 424	静岡	111 4,301 150	神奈川	175 9,494 1,958		

凡例

東京	381	法人タクシー事業者数
	29,938	法人タクシー車両数
	9,382	個人タクシー車両数

(注) ①法人タクシー事業者数及び車両数は、一般タクシー（ハイヤー、福祉限定車両を除く）のみ。
②法人タクシー事業者数は、複数の支局に営業区域を有する事業者を単一化して算出した値。
③タクシー総車両数は、各指標を単純に合計したものである。

タクシーの運賃・料金

タクシーの運賃は、適正な原価に適正な利潤を加えたもので、利用者の間に不当に差別的な取扱いをするものでなく、また他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないものと法令により定められています。

各事業者は、車種別に設定された距離制及び時間制の自動認可運賃[※]の中から申請を行い、国土交通大臣から認可を受けた運賃（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法により指定された特定地域・準特定地域では公定幅運賃の中から届け出た運賃）により営業を行っており、相手によって運賃を値引きしたり受け取らない行為は禁止されています。

タクシー業界では、令和元年10月から導入を開始した事前確定運賃のほか、相乗り等お客様にとって利用しやすい運賃制度の導入を検討しています。

[※]上限から下限まで10円刻みの初乗り運賃を定めた一定枠の自動認可運賃は、需要構造や原価水準を考慮して定められた運賃適用地域（運賃ブロック）ごとに設定されています。この上限額より高い運賃を申請する場合は、運賃ブロックごとに申請者の法人タクシー車両総数が当該地域の5割以上とする等の条件を満たした運賃改定手続きが必要です。

運賃ブロック
69ブロック
(令和6年12月24日公示)
地域の実情に応じて段階的に旧101運賃ブロックから移行



運賃の基本は、タクシーメーターを使用した距離制運賃ですが、利用条件等により異なる運賃・料金もあります。

運賃

距離制運賃（時間距離併用）

初乗り運賃＋初乗り距離を超えて走行した場合、距離に応じた加算運賃

例 東京都特別区・武三地区 (令和7年4月現在)
普通車の上限運賃 初乗 1.096km 500円
加算 255m 100円
(※ 時間距離併用 1分35秒 100円)

※10km/h以下の限界速度で走行した場合、当該時間を距離に換算

時間制運賃

事前特約による実拘束時間に応じた運賃

例 東京都特別区・武三地区 (令和7年4月現在)
普通車の上限運賃 初乗 1時間 5,360円
加算 30分 2,450円

定額運賃

- 施設及びエリアに係る定額運賃
- イベント定額運賃
- 観光ルート別運賃
- 一括定額運賃（定期券、回数券）

事前確定運賃

配車アプリ等で入力された乗降地点と降車地点との間の推計走行距離を基に距離制運賃に準じて算定し、乗車前に運賃額を確定する運賃

割引運賃

- 公共的割引** 身体障害者、知的障害者、精神障害者、被爆者、運転免許証返納者等
- 遠距離割引** 一定のメーター表示額に相当する距離を超える場合の割引
例 9,000円超え1割引
- 営業的割引** クーポン券割引、利用回数や利用金額による割引

割増運賃

深夜早朝、冬期、寝台など

料金

迎車回送料金

お客様の依頼により乗車地点までタクシーを回送する場合に適用

待ち料金

お客様の都合によりタクシーを待機させた場合に適用

サービス指定予約料金

1車両1回ごとの定額。下記のいずれにも該当する場合は、いずれかのうち高額の料金のみ収受

時間指定配車料金

お客様の指定した時間にタクシーを配車する場合に適用

車両指定配車料金

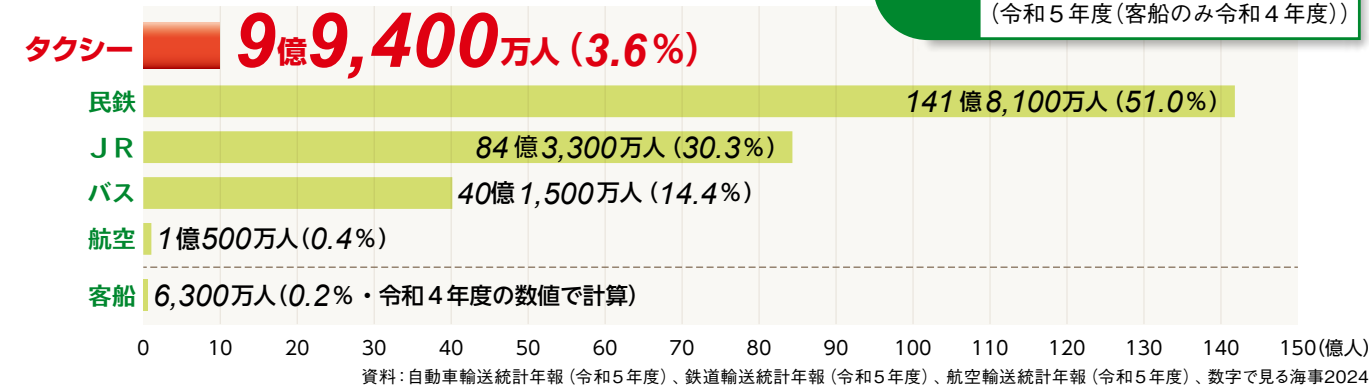
ワゴン車等の配車依頼に応じて配車する場合に適用

経営の現状

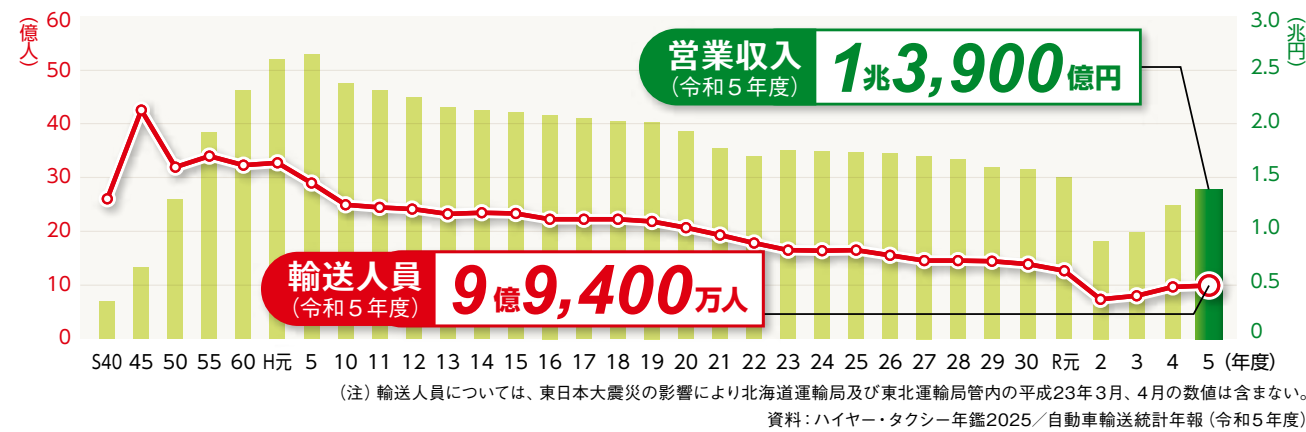
自家用車の普及、鉄道・バスなどの都市交通の整備、人口減少などの要因により、長年にわたりタクシーの需要は減少傾向にありました。

さらに、新型コロナウイルス禍では、人の移動が激減したことによって輸送人員及び営業収入が大幅に減少しましたが、徐々にコロナ禍前の状況に戻りつつあります。

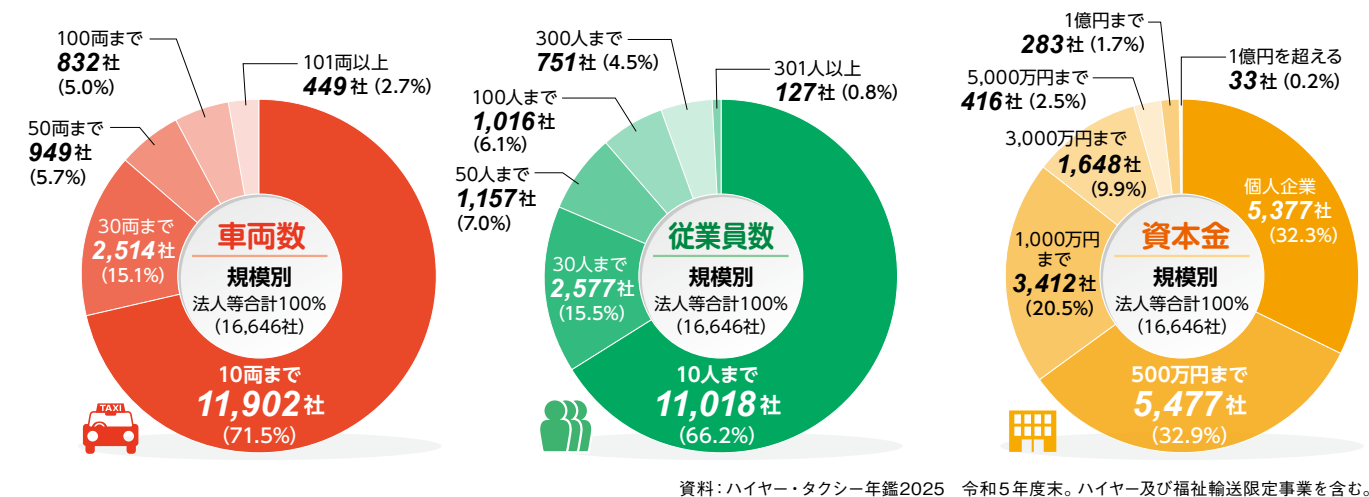
交通機関別輸送人員



タクシー輸送人員と営業収入

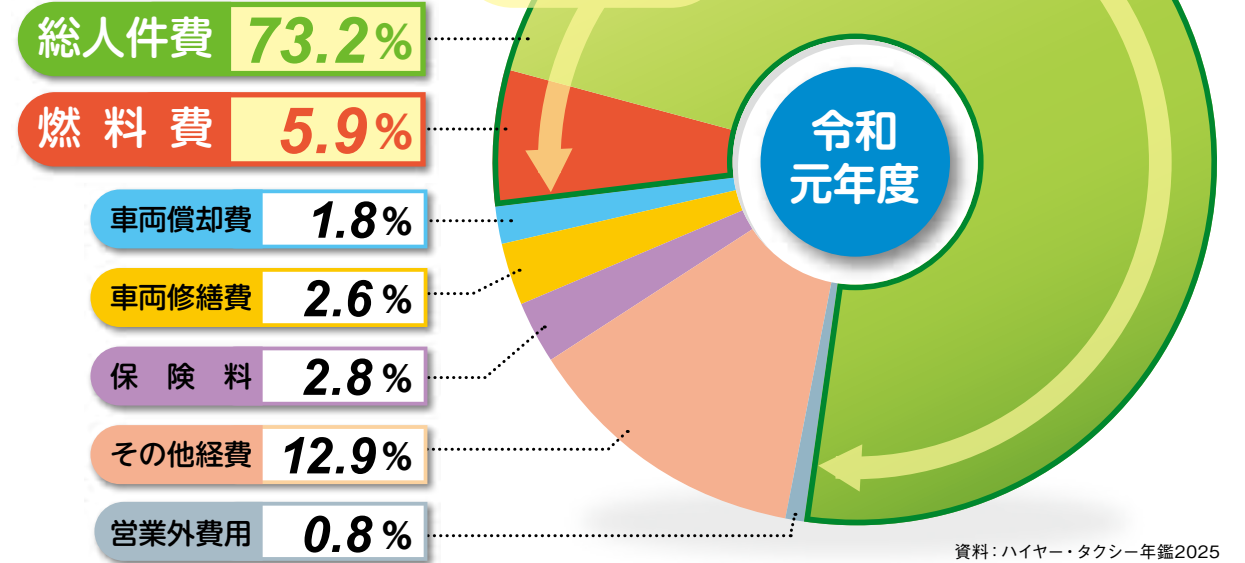


事業規模 法人タクシー事業者のほとんどが中小零細企業です。

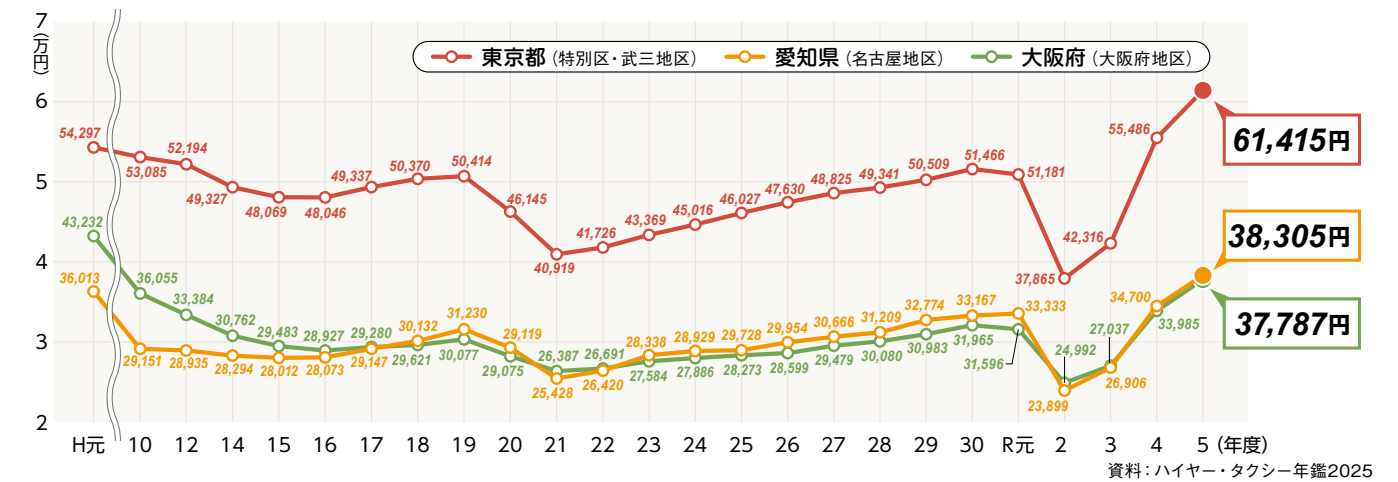


原価構成

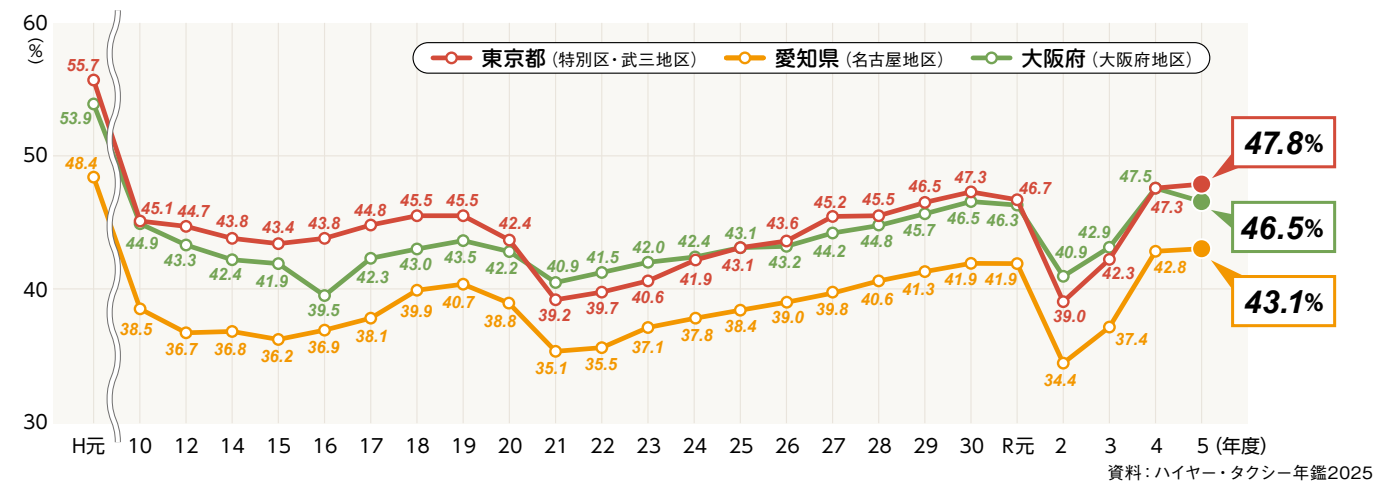
タクシー事業は典型的な労働集約産業です。乗務員等の人件費と石油情勢の影響を受けやすい燃料費で原価の約8割を占めています。



各地の日車営業収入の推移 (法人)



各地の実車率の推移 (法人)



年間納税額

 タクシー 1 台当たりの年間納税額

タクシーLPG使用車両の場合の負担税額

普通車

646,278円

令和6年4月1日現在 東タ協資料から抜粋
 (注) ①車両価格のベースはトヨタ ジャパンタクシー
 ②消費税各欄に用いる原価構成比は令和4年度の
 数値を使用 (関東運輸局調べ)
 ③消費税率は10%で計算

項目	税額	算出の基礎
石油ガス税	50,526円	税 額 = 1 ㍑ 9円80銭 年間走行=86,616km (1日240.6km) 保持キロ=1 ㍑ 16.8km
石油石炭税	5,370円	税 額 = 1 t 1,860円 年間使用量=5,156 ㍑
消費税	普通車 71,852円 燃料油脂費 91,469円 車両修繕費 32,522円 営業外費 12,191円 その他経費 351,678円	車両価格3,592,600円の10/100 =359,260円÷5年 令和4年度 実働1日1車当たり運送収入55,692円の4.5/100 =2,506円×365日×10/100 令和4年度 実働1日1車当たり運送収入55,692円の1.6/100 =891円×365日×10/100 令和4年度 実働1日1車当たり運送収入55,692円の0.6/100 =334円×365日×10/100 令和4年度 実働1日1車当たり運送収入55,692円の17.3/100 =9,635円×365日×10/100
自動車重量税	7,800円	0.5 t 当たり2,600円
自動車税 環境性能割	普通車 14,370円	車両価格3,592,600円の2/100=71,852円÷5年 自動車取得税廃止に伴い令和元年10月1日より課税
自動車税 (種別割)	8,500円	(営業用) 1 ㍑ 超~1.5 ㍑ 以下 昭和59年4月1日より課税

環境に優しいタクシー

温室効果ガス排出量の削減に努力しています

ハイヤー・タクシー業界の

・低炭素社会実行計画・

(自主的行動計画) 全タク連 平成 27 年5月 25 日

目標 2030年度目標値

2010年度比25%のCO₂を削減する。

具体的な計画

タクシー車両の環境対応車への切り替え

- 2030年度までに
タクシー車両の
40%をHV車及び
EV車等の環境対応
車への代替を進め
る。



LPG ハイブリッドタクシー



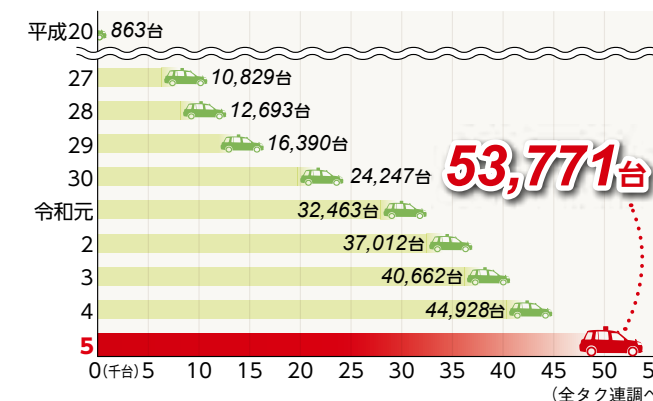
プラグインハイブリッドタクシー



燃料電池車 (FCV) タクシー

全国で低燃費車両の導入が進んでいます

タクシーは従来から環境に優しいLPガスを燃料として使用
 しておりますが、近年、ハイブリッド車等の環境対応車の導入
 が進んでいます。

●ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、
電気自動車、燃料電池車タクシーの合計台数 (法人・年度末)

グリーン経営 (環境負荷の少ない事業運営) を推進しています

グリーン経営認証は、交通エコモ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定の
 レベル以上の取組を行っている事業者に対して、審査の上認証・登録を行うものです。
 令和6年12月末現在で302事業所が認証を取得しています。



GXの取り組みについて

政府は、令和2年12月「2050年カーボンニュートラルに伴う
 グリーン成長戦略」を策定し、「遅くとも2030年代半ばまでに、
 乗用車新車販売で電動車100%を実現」が打ち出されました。
 さらに令和5年2月10日「GXに向けた基本方針」が策定され、
 「事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車 (燃料
 電池自動車 (FCV)、電気自動車 (BEV) 等) の普及促進」が
 掲げられたところです。

タクシー業界は、政府方針を踏まえ、カーボンニュートラル
 実現に向け、次世代自動車の導入等のGXの取り組みを積極的に
 推進します。

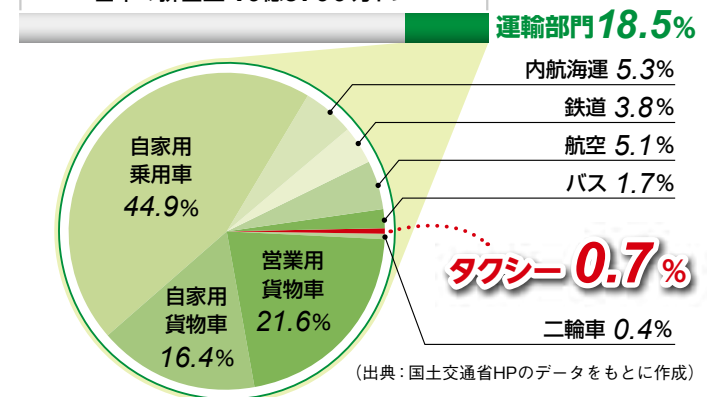


電気自動車 (BEV) タクシー



●運輸部門の運輸機関別 二酸化炭素排出量 (令和4年度)

日本の排出量 10億3700万トン



交通安全対策①

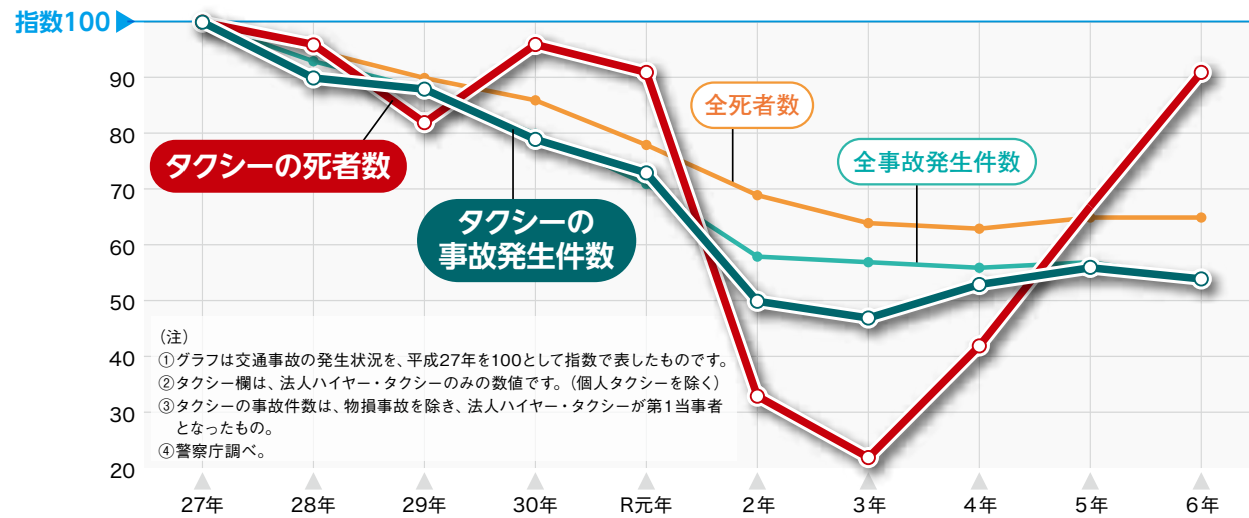
タクシーが第1当事者となる交通事故は減少傾向にあります。

交通事故による死者数については、高止まりの傾向にありましたが、令和2年以降新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少しました。

しかし、令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類となるなど、日常を取り戻しつつある中、交通事故による死者数は増加に転じています。



交通事故発生状況（指数）

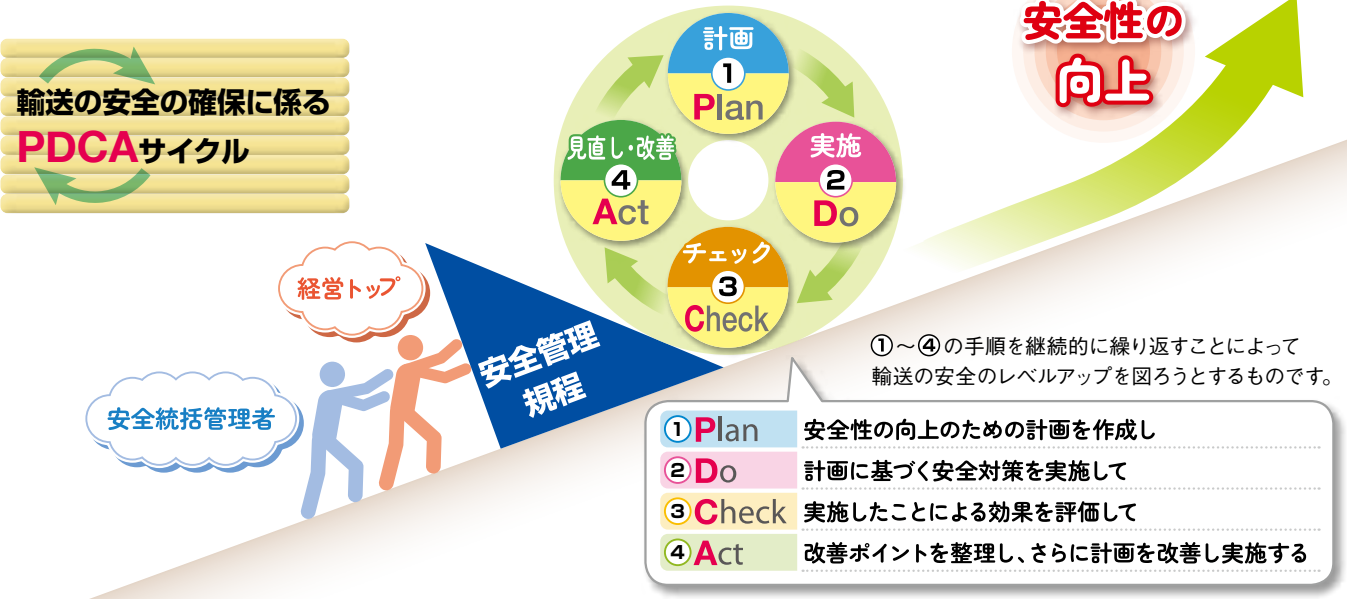


総数	全事故件数▶	536,899	499,201	472,165	430,601	381,237	309,178	305,196	300,839	307,930	290,895
	全死者数▶	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636	2,610	2,678	2,663
タクシー	事故件数▶	13,655	12,315	12,008	10,850	9,995	6,794	6,486	7,269	7,666	7,345
	死者数▶	45	43	37	43	41	15	10	19	30	41



運輸安全マネジメント

事業者の安全確保義務を明確にした、「運輸安全マネジメント」(平成18年10月開始)により、経営トップから現場の運転者に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めています。



ハイ・タク事業における総合安全プラン2025

国の方針を踏まえ、
2021年3月策定

事故削減目標の 設定

目標

- [illegible]

目標達成のための 当面講ずべき施策

①「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ①新型コロナウイルス感染症拡大に伴う労働環境の変化と附帯作業の増加への対応
- ②人手不足の深刻化への対応、働き方改革の推進
- ③激甚化・頻発化する災害への対応
- ④オリパラ、万博開催等に伴う人流、物流の変化への対応

②抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

③ ICT、自動運転等新技術の普及推進

- ① デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進
- ② 自動車の先進安全技術の更なる普及
- ③ ICTを活用した高度な運行管理の実現
- ④ 無人自動運転サービスに向けた安全確保

④超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

⑤原因分析に基づく事故防止対策立案と関係者の連携による安全体質の強化

6 道路交通環境の整備

フォローアップ
Check | Act

本プランに掲げた目標を確実に達成するため、交通安全委員会等が中心となってチェック体制を構築し、PDCAのサイクルに沿って定期的・継続的にチェックを行う。



教育指導

運転者に対して乗務開始前及び乗務終了後点呼を実施して、日常的に輸送の安全、健康管理を含む指導を行っています。また、国の指針に則り必要に応じた指導監督や(独)自動車事故対策機構の適性診断を受診させています。



運行管理者の選任

タクシーを5両以上運行している営業所には、有資格者の中から運行管理者を選任しなければなりません。また、タクシー車両が40台を超える場合は、40台ごとに1名の運行管理者を選任しなければなりません。

ドライブレコーダー



搭載台数 …… 約 **13.7** 万台
(令和6年3月末現在)

(搭載割合は約92% 全タク連傘下会員事業者)

フロントガラスにカメラを装着し、
運転中に記録された前方の交通状況等
の映像を解析し、運転者の安全教育等
に活用し効果を上げています。



交通安全対策②

運転者の健康管理と健康起因による事故防止の取組について

タクシー事業者は、運転者に対して雇入れ時及び定期的健康診断を受診させることが義務付けられており、運転者の健康状態の把握に努めています。

また、国土交通省が作成した「**事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル**」、「**睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル**」、「**脳血管疾患対策ガイドライン**」、「**心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン**」及び「**視野障害対策マニュアル**」に沿って運転者の健康管理を実施し、健康起因による事故の防止に努めています。



運行管理の高度化について

自動車運送事業者は、運行の安全を確保するため、乗務前、乗務後の運転者に対して、原則対面による点呼を行うこととされていますが、令和4年4月、同一事業者間による遠隔点呼の申請が開始され、同年7月より使用する機器・システムの要件など、一定の要件を満たす営業所において、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼が可能となりました。

また、自動点呼機器（ロボット等）により点呼を行うための要件や機器の認定制度が創設され、令和5年1月より、乗務を終了した運転者に対する点呼を自動で行うことが可能となりました。

運行管理の高度化により安全性の向上と、運転者や運行管理者の働き方改革が促進されることが期待されています。



交通事故抑止対策 優秀都道府県協会 表彰

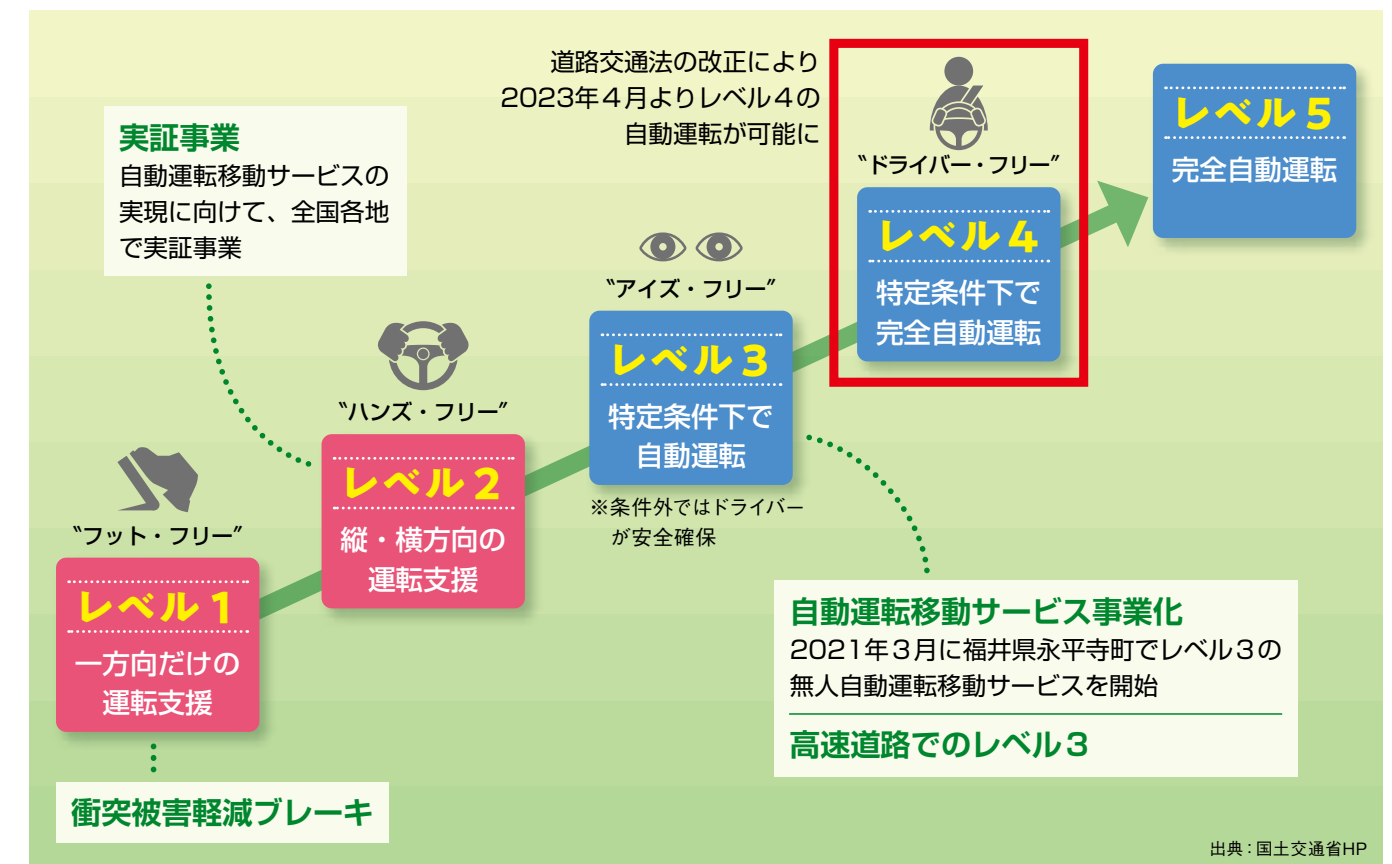
全タク連では「ハイ・タク事業における総合安全プラン」の目標を達成するため、平成23年より、交通事故削減に努めた都道府県ハイヤー・タクシー協会を表彰する「交通事故抑止対策優秀都道府県協会表彰」を実施し、各都道府県ハイヤー・タクシー協会の交通事故抑止に向けた取組の一層の推進を図っています。



自動運転タクシーの社会実装に向けて

特定の条件下における完全自動運転（自動運転レベル4）の社会実装は、地域の移動の足の不足や担い手の不足の課題解決に期待されています。

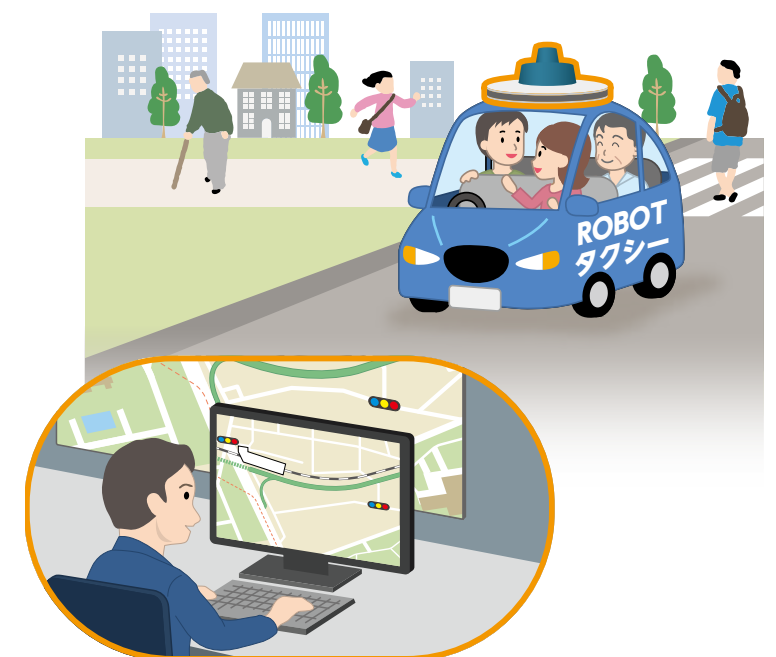
国土交通省を始めとする政府においては、自動運転車を用いて事業を行うことを可能とするために講ずべき事項等について検討を進め、関係法令等の改正や輸送の安全確保に関する措置を規定するなど自動運転の社会実装に向けた環境整備が進められています。



タクシー業界においても、現在のタクシー事業と同等か、それ以上の安全性がタクシー事業者の責任において確保されることを基本として、自動運転タクシーの社会実装に向けて取り組みを進めます。



令和7年4月 タクシー事業者等が自動運転車両（レベル4）を
公開



安全・安心輸送を支える人々

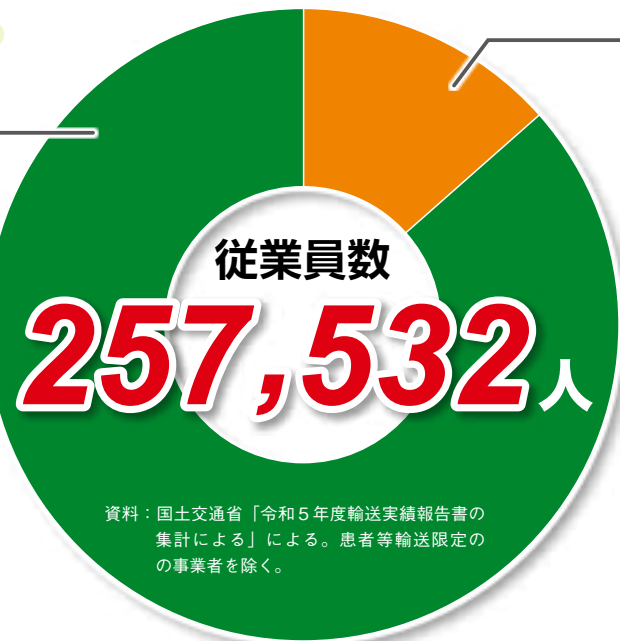
タクシーの安全輸送は、様々な人々の力によって支えられています。

従業員構成



運転者

217,161人



役員 事務

自動車整備工

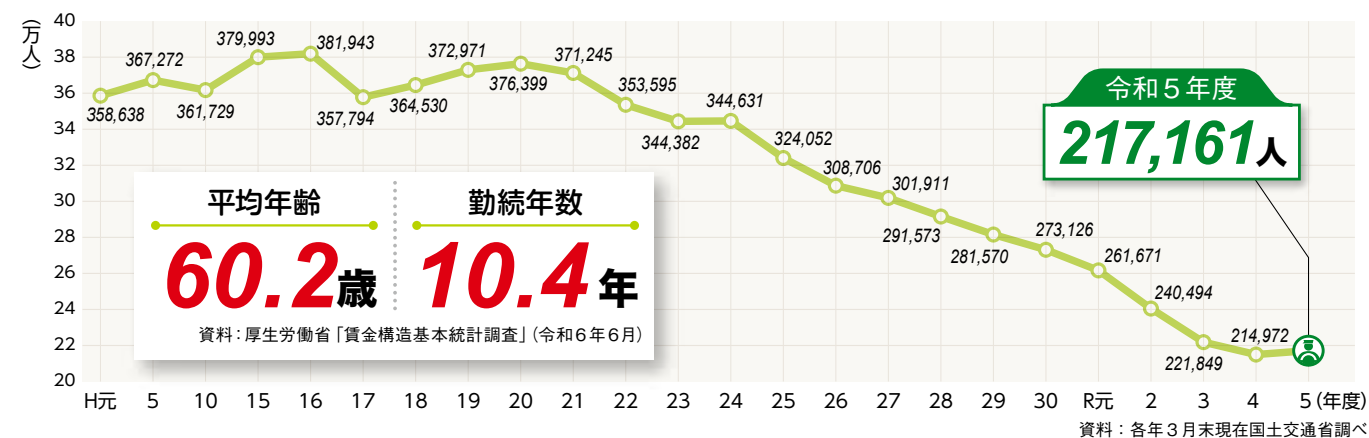
その他

40,372人



運転者数の推移（法人）

（タクシー運転者は二種免許が必要です。）



運転者登録制度

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、全国の法人タクシー運転者は、講習の受講・修了後国土交通大臣が指定する登録実施機関への登録が必要とされています。悪質な法令違反や重大事故の惹起等、登録の拒否や取消要件も定められています。タクシー業界では、登録制度を通じてタクシー運転者の質の確保・向上をより一層推進し、輸送の安全及び利用者の利便の確保に取り組んでいます。

優良乗務員表彰

全タク連では、昭和41年から優良乗務員表彰規定に基づき15年以上勤務かつ10年以上無事故・無違反の優良乗務員を表彰し、士気の高揚を図っています。

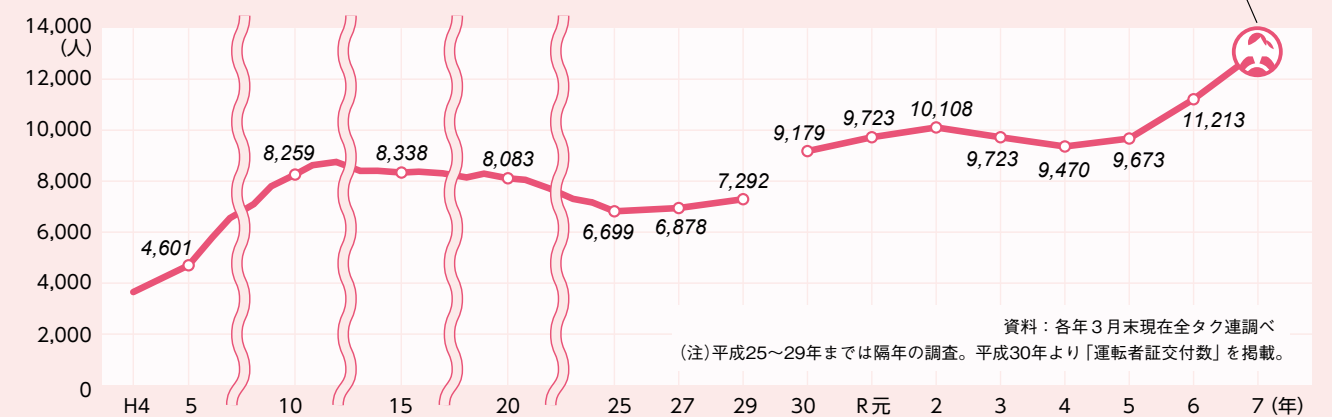
また、平成20年より、人命救助や振り込め詐欺の未然防止に協力等の善行に対しても表彰しています。

女性乗務員

全国各地で多くの女性乗務員が活躍し、ソフトな対応が好評を得ています。業界では、女性乗務員の受け入れをさらに図るため、女性が働きやすい職場づくりを目指し、勤務体制の整備や制服の工夫、施設の改善などに力を入れています。

令和7年
13,078人

女性乗務員数の推移（法人）



新卒者の採用拡大

訪日外国人向けタクシーやケア輸送サービス等が広がりを見せる中、同世代に比べて収入や休日が多いなどのメリットもあって、新卒者の採用が多くなっています。

新卒者全国採用人数

1,068人

（令和5年3月末現在 全国ハイヤー・タクシー連合会調べ 隔年調査）

冊子「タクシードライバーになりませんか！」

タクシードライバーの魅力／

- 地域の公共交通機関であるタクシーのドライバーとして活躍できます。
- ご高齢の方、妊婦さん、観光客など様々なお客様に感謝されます。
- 社員として安定した収入と生活が得られます。
- 地域の道路事情、各種施設などに詳しくなります。
- 人手不足のため健康であれば70歳過ぎても働けます。



コンシェルジュドライバー（大分）

女性ドライバー

応援企業認定制度



認定状況

全国合計

872

（令和7年4月）

働き手の確保に向けて

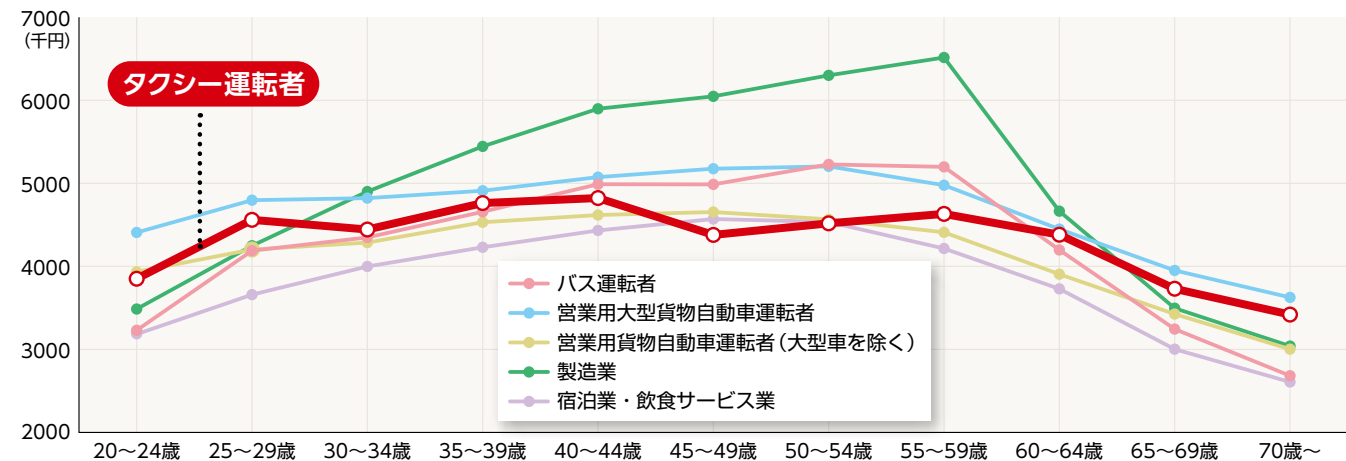
公共交通機関であるタクシーは、お客さまの利便性を向上させるとともに、事業経営の効率化につながる生産性の向上・ドライバー不足の解消に向け、若年者や女性を始めとする乗務員の確保・育成等を図っています。また、魅力ある産業として生き残るため、長時間労働の縮減や年休の取得しやすい態勢づくりなど、**働き方改革の実現に向けたアクションプラン**を策定し、誰もが働きやすい労働環境の改善に取り組んでいます。

タクシー運転者和他産業との賃金比較

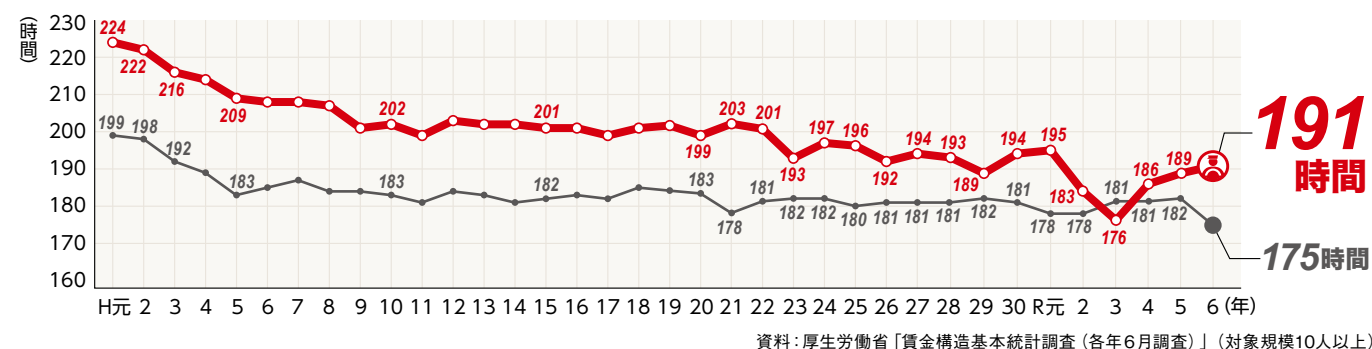
65歳以上の高齢者が他産業に比べて多数を占めるタクシー運転者については、全年齢平均の年収推計額をみると見かけ上他産業より低額に見えます。しかし、同年代での他産業との推計額を比較すると20代～30代や60代以降では他産業より上回っている面も見受けられ、必ずしも低額というわけではありません。

	タクシー運転者	バス運転者	営業用大型貨物自動車運転者	営業用貨物自動車運転者 (大型車を除く)	製造業	宿泊業・ 飲食サービス業
～19歳	—	2853.0	2440.6	3634.3	2772.5	2610.5
20～24歳	3850.9	3230.0	4408.0	3934.4	3486.2	3183.4
25～29歳	4560.1	4188.5	4796.8	4202.8	4248.1	3659.2
30～34歳	4443.7	4348.2	4821.4	4286.2	4900.6	3998.4
35～39歳	4762.1	4657.1	4910.5	4530.9	5444.4	4229.5
40～44歳	4822.7	4988.9	5074.5	4618.2	5897.6	4432.5
45～49歳	4378.7	4986.9	5176.0	4654.1	6047.3	4569.9
50～54歳	4517.9	5227.4	5204.1	4566.2	6300.1	4533.9
55～59歳	4631.7	5197.8	4977.4	4409.8	6515.0	4214.9
60～64歳	4381.0	4197.5	4448.3	3905.4	4664.5	3729.1
65～69歳	3729.5	3244.4	3950.9	3425.5	3496.0	3002.5
70歳～	3419.4	2682.7	3626.1	3002.5	3040.1	2607.5
平均	4148.5	4611.3	4919.3	4370.7	5351.0	3960.3 (千円)

●年齢別にみた産業・業種ごとの年間収入の推移



月間労働時間の推移



タクシー事業における 働き方改革の実現に向けたアクションプランの目標

目標

- 1 労働時間に関する労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守
- 2 タクシー利用者の利便性向上、利用者の増加、事業経営の効率化
→減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上
- 3 若年者や女性を始めとする運転者の確保・育成等
- 4 時間外労働の上限規制について
■年960時間
■月60時間超え時間外労働の割増賃金率が50%以上であることを踏まえ、
できる限り早期に年720時間(月60時間)以内となるように努める
- 5 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 6 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に努める



取り組むべき事項

- 1 労働基準法等関係法令及び改善基準の遵守(遵守状況の確認)
- 2 生産性の向上に向けた11項目にわたる活性化策「今後新たに取り組む事項」の取組等
- 3 若者の採用、女性ドライバー応援企業認定制度の普及、働きやすさ・魅力の紹介
- 4 生産性の向上や運転者の確保・育成等への各種支援措置等の要望
- 5 労働時間の正確な把握(始業・終業時刻の確認・記録)
- 6 業務の繁閑に応じた勤務シフトや変形労働時間制等の検討
- 7 減収につながらない労働時間の短縮＝生産性の向上
→「休憩時間」「手待時間」「点呼前後の作業時間」の明確化・短縮
- 8 個々の運転者の家庭事情や身体状況等に配慮した勤務時間制度の設定
→意思疎通の強化、労使一体となった取組
- 9 安全な車両、施設・設備の誰もが働きやすい職場環境等の整備
- 10 年5日以上有給休暇の取得(全員が取得できる態勢づくり)
- 11 乗務員負担制度の見直し等賃金制度等の改善に向けた労使間の協議
- 12 説明会・研修会の開催、改善事例の収集、モデル事例の周知



平成30年3月策定

採用に向けた取組

- 令和2年6月の第2種免許に係る道路交通法の改正に伴い、一定の場合に令和4年5月から19歳以上かつ第1種免許取得後1年以上経過者が第2種免許を取得できるようになりました。高卒・大卒者等への一層の周知、広報に努め、若者ドライバーの人材確保を推進します。
- 女性ドライバーの雇用目標を定め、働きやすい施設・勤務形態の整備等に取り組んでいることなどを国土交通省が認定する女性ドライバー応援企業について、一層の周知を図り、女性ドライバーの人材確保を推進します。
- タクシー・ハイヤー業高齢者雇用推進ガイドラインを新たに作成し、セミナー等により広く周知することにより、一層の高齢者ドライバーの雇用を推進します。
- 特定技能1号の在留資格による外国人ドライバーの雇用拡大について、採用に至るまでの手段の緩和や雇用する際に必要な「自動車運転者職場環境良好度認証制度」のさらなる一層の普及促進を図ってまいります。また、タクシードライバーとして働くことを希望する外国人の増加を目指して必要な周知・広報に努めます。

交通空白の解消に向けて

タクシー業界は国土交通省「交通空白」解消本部等と連携して交通空白の解消に取り組んでいます。

国土交通省「交通空白」解消本部

国土交通省は、全国各地で、タクシー、乗合タクシー、日本版ライドシェアや公共ライドシェア等（以下、タクシー等という）を地域住民や来訪者が使えない「交通空白」の解消に向けて早急に対応していくため、「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）を令和6年7月17日に設置しました。

令和7年度～9年度の3か年を集中対策期間として、自治体・タクシー事業者等交通事業者とともに、「交通空白」の解消に向けた取り組みが進められています。

目的	地域の足対策	全国の自治体において、タクシー等を地域住民が利用できる状態を目指す。
	観光の足対策	主要交通結節点（主要駅、空港等）において、タクシー等を来訪者が利用できる状態を目指す。

交通空白解消に向けた取組

●乗合タクシー 本誌P21・22「お客様のニーズに応える地域公共交通機関①」に掲載しています。

●タクシー等の利用環境改善

観光シーズン等に他営業圏からのタクシー派遣により供給力を強化（北海道ニセコエリア、長野県軽井沢町等）



ニセコモデル出発式
（令和5年12月18日）

●空港・駅の乗り場改善

インバウンドで増加した観光客等に対応するため、ボーダーの配置、ライブカメラの設置、専用レーン設置等により、待機時間短縮等利用者利便を向上（羽田空港タクシー乗り場、東京駅八重洲口タクシー乗り場、鶴見駅タクシー乗り場、新大阪駅タクシー乗り場等）



JR鶴見駅タクシー乗り場のライブカメラ

●供給力の最適化

タクシードライバーの勤務シフトの変更により、タクシー供給力の最適化を実施しています。
大都市部では、従来、深夜中心に組んでいた勤務シフトを、お客様のニーズの変化に対応するため、朝の時間帯もカバーする勤務シフト（16時出庫翌10時帰庫等）への変更を進めています。

●日本版ライドシェア（自家用車活用事業）

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする日本版ライドシェアが創設されました。

タクシー配車アプリデータ等を活用して、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、地域の自家用車・一般ドライバーを活用して不足分を供給し、タクシーを補完します。

■導入実績 130地域、935事業者、7,927台
（47都道府県で導入）（令和7年3月30日）



東京特別区・武三交通圏 日本版ライドシェア出発式（令和6年4月8日）

＼ ニーズも踏まえた運用改善 ／

需要の高まる雨天時・酷暑時における供給拡充

イベント開催時や観光ハイシーズンにおける供給拡充

配車アプリを使わない電話や現金支払いによる利用への対応

災害発生時・復旧時における供給拡充

地域ニーズを踏まえた運行時間帯の設定

●公共ライドシェア（自家用有償旅客運送）

バス事業やタクシー事業によって輸送手段を確保することが困難な場合、市町村やNPO法人などが、自家用車を活用して提供する有償の旅客運送を公共ライドシェアと呼んでおり、「交通空白地有償運送」と「福祉有償運送」の2つがあります。

■導入実績 645地域、788主体、5,571台
（令和7年3月31日、交通空白型）



「i-chan」（あいちゃん）
全自連による公共ライドシェア等の愛称

導入事例 富山県南砺市「なんモビ」

（一社）全国自治体ライドシェア連絡協議会（略称「全自連」）が開発した配車システムにより、タクシーを優先して配車し、困難な場合、公共ライドシェアを配車。



南砺市版公共ライドシェア「なんモビ」出発式（令和7年3月24日）

国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム

解消本部と官民連携プラットフォームを両輪として、「交通空白」の解消に向けた取り組みが強力に推進されています。

目的	お困りごとを抱える自治体、交通事業者と、幅広い分野の企業・団体群の連携・協働体制を構築し、「交通空白」の解消に向けた新しいチカラを創出するため、令和6年11月25日に発足しました。
会員	1. 「交通空白」に係るお困りごとの解決に向け、幅広い分野の関係者との連携・協働に高い意欲をもつ自治体や交通事業者 2. 全国各地の「交通空白」の解消に向け、自らが抱える人材・技術・サービス・ネットワークなどを活用した貢献に高い意欲を持つ企業または団体等 （自治体：790（市区町村：743+都道府県：47）、交通事業者：102、団体：68、パートナー企業：198、令和7年5月7日）

主な取組

●カタログによるマッチング支援 554自治体のお困りごと、約180事業者のソリューションを一覧化

●パイロットプロジェクトの展開

従来の発想を超える持続可能な地域交通の「新しいカタチ」を官民で創出。重点5分野20件程度のプロジェクトを通じ、全国展開・実装が期待される新しい仕組み（運営、技術・サービス、システム、人材等）の構築に官×民で取り組む。

重点5分野	プロジェクト
01 働き手不足に負けない「強い」事業基盤の構築	業務・タクシー配車システムの共通化 等
02 若者や女性に選ばれる「楽しい」地域交通	
03 ナショナル・リソースを活用した共創（連携・協働）の推進	日本版ライドシェアと貨物輸送のドライバークーシェア 等
04 観光二次交通や情報発信の充実	改札ピッドでタクシー手配 観光地におけるタクシーへのアクセス改善プロジェクト 等
05 喫緊の特定課題への対応	リアルタイム相乗りタクシーマッチング タクシーと公共ライドシェアの共同運営

●イベントの開催 自治体、交通事業者、団体、パートナー企業のマッチングの場、交流の場を創出

お客様のニーズに応える地域公共交通機関①

365日、早朝から深夜まで個別輸送、面的輸送に対応できるタクシーは、地域のニーズに応じた機動的なサービスを利用者の皆様に提供しています。

乗合タクシー

乗合タクシーは、ワゴン型や一般のタクシー車両を使った乗合型の公共交通です。

地域のタクシー事業者は、過疎化・高齢化が急速に進行する中で地域住民の生活交通を維持するため、乗合タクシーの運行に積極的に取り組んでいます。主に、バスが運行できない過疎地域等において運行していますが、このほかに空港と周辺市町村を結ぶ空港型等もあります。

乗合タクシーには、バスのように定時・定路線で運行する路線定期型のほか、路線及び運行時刻は定めず事前予約による自宅から訪問先等の利用者の要望に応じてドア・ツー・ドア等で運行するデマンド型もあります。

これらの乗合タクシーは、全国で5,714コース、16,568台(令和6年3月末現在)が運行しています。



計 5,714コース 16,568台

過疎型

4,635コース

過疎地における廃止バス路線の代替などに対応

空港型

487コース

空港と周辺市町村を結ぶ

観光型

287コース

地域の観光スポットを効率よく周遊

都市型

126コース

都市部において駅などを出発点として一定のエリア内を運行

福祉型

38コース

マイカーが利用できない移動困難な高齢者などの通院等お出かけ支援に対応

団地型

36コース

住宅団地と駅などを結ぶ

その他 **105コース**

自治体訪問活動について

各地域のタクシー協会は、従来から、自治体を直接訪問して乗合タクシー導入等、地域交通の課題・ニーズの解決に向けて意見交換を行い、地域の公共交通機関として移動の足の確保に努めています。



乗合タクシー導入事例 ①

交通空白地域における「水都(すいと)タクシー」 一括定額運賃の導入

茨城県水戸市

●水戸市の交通空白地域を11地区に分割し、令和3年4月から一括定額運賃の制度化の下で本格運行を開始。

- 運行状況**
- 運行車両 市がタクシー事業者から7台を借り上げ。
 - 運行時間帯 平日の9時～16時(閑散時間帯)(一部地区では土曜運行もあり)
 - 運賃 市内片道1,000円(地区内のみ500円)
 - 対象利用者 各交通空白地域の市民。電話による予約。
 - 運行エリア 国田・柳河、上大野・下大野、稲荷第一・大場、酒門、鯉淵、妻里・山根及び飯富地区
 - 運行形態 一般乗用旅客自動車運送事業(乗合ではない)



- 運行委託**
- ・市がタクシー事業者7社と契約。(事業主体は水戸市で、運行主体はタクシー事業者)

- 運行経費**
- ・市は1台につき1日24,360円で契約。利用者負担分を相殺し、1日10回の運行があれば、市の支払いは14,360円で済む。

- 効果等**
- ・タクシーに本来、備え付けてある無線を利用。利用者が増えれば増えるほど、市の支払は軽減されるため市にとっては特に財政面で持続可能な公共交通を実現。
 - ・地域公共交通におけるタクシーの新たな選択肢として、これまでのデマンド交通及びタクシー券以外に、一括定額運賃(1,000円タクシー)制度が加わったもの。



詳細はこちら

乗合タクシー導入事例 ②

地域で支える公共交通「おでかけ交通」

福岡県北九州市

- 公共交通空白地域において、地域住民の日常生活や外出を支援する生活交通を確保するため、一定の採算性の確保を前提に、地域住民・タクシー事業者・市がそれぞれの役割分担のもとで連携して、ジャンボタクシー等を運行している。

- 北九州市は、運輸局、既存の交通事業者など、関係機関との調整や車両調達等の費用及び運行に要する費用の一部に対する助成などの支援を行っている。

**地域住民
運営委員会**

- ▶積極的な利用
- ▶利用者の需要確保
- ▶協賛金等の確保

**交通事業者
運行主体**

- ▶運行計画の立案
- ▶低コストへの工夫
- ▶継続的な運行

**行政
支援**

- ▶地域住民・交通事業者との協議・調整
- ▶運行に対する助言・指導
- ▶運行の円滑化・安全確保に関する支援

運行状況

■運行地区 枝光 大蔵 合馬・道原 木屋瀬・楠橋・星ヶ丘 田代・河内 恒見・喜多久 東谷 平尾台

〈恒見・喜多久地区の例〉

■運賃 大人250円、高校生200円、小中学生100円

■運行車両 ジャンボタクシー

■運行便数・時間 平 日：恒見周回16便(うち、恒見～喜多久4便)、6時～17時台
土曜日：恒見周回14便、7時～16時台
日曜日・祝日運休

■乗車人数は1日あたり22人(令和6年度実績)



お客様のニーズに応える地域公共交通機関②

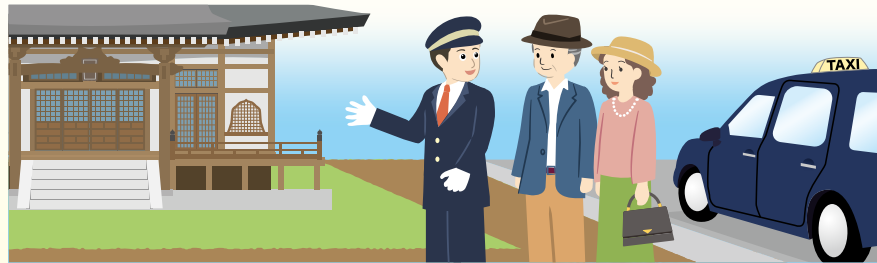
スマートフォンによる配車

スマートフォンのアプリによる配車サービスが広がっています。
スマートフォンのGPS機能等を活用し、効率的にお客様をお迎えに上がります。
また、令和元年10月からは、配車アプリを活用した事前確定運賃のサービス提供を開始しました。
このほか相乗り等の新たなサービスの検討を行っています。



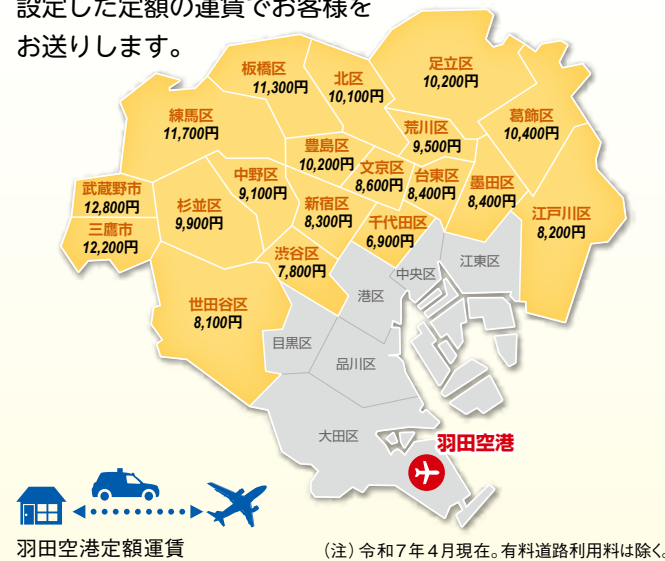
観光タクシー

各地で観光ガイドタクシーの認定を受けた乗務員が、観光で訪れたお客様に地域の観光スポットや特産物等をご案内しています。
また、各事業者やタクシー協会により主要な観光スポット等を巡る多彩な観光コースをご用意しています。事前予約により、時間制運賃やルート別の定額運賃でご利用いただけます。



定額タクシー

空港などの施設への送迎や観光ルート別に、あらかじめ設定した定額の運賃でお客様をお送りします。



専用乗り場の設置

優良タクシー乗り場、EV・HVタクシー優先乗り場、UDタクシー専用乗り場等、お客様のニーズに対応した専用乗り場の設置に努めています。



優良タクシー乗り場 (東京駅八重洲口前)

妊婦応援タクシー

事前登録をした妊婦のお客様に対し、陣痛等が始まった場合に必要の研修を受けた乗務員がかりつけの病院までお送りします。
出産時だけでなく、定期検診などの際にも安心してご利用いただけます。



育児支援タクシー

必要な研修を受けた乗務員がチャイルドシートやジュニアシート等を備えて対応します。お子様だけの乗車もできます。



介護タクシー

介護保険の要介護者の方々に、指定居宅サービス事業者のタクシーでは、介護資格を保有する乗務員や同乗するヘルパーが乗降介助や身体介護サービスを提供します。



便利タクシー

時間の余裕がない方や外出が困難な方に、病院の予約や買い物代行、書類の受け渡しなど必要ときに必要なサービスを提供します。



タクシーデリバリー

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う食料・飲料の運送に係るニーズの増加を踏まえ、貨物自動車運送事業法に基づき、運送する品目を食料・飲料に限定した上でレストラン等のメニューをタクシーがお届けします。



インバウンド対応

タクシー業界では、**訪日外国人向けタクシーサービス向上アクションプラン**を策定し、訪日外国人のニーズに対応した安全で快適なタクシーサービスの向上に取り組んでいます。

訪日外国人向け タクシーサービス向上アクションプランの概要



母国と同じ タクシー・ハイヤー 利用環境づくり

- 1 日本の配車アプリの多言語化の普及促進**
タクシー配車アプリについて、外国人のお客様にもご利用いただけるよう、外国語版の導入を更に促進していきます。
- 2 海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリ・タクシー事業者との連携**
海外タクシー配車アプリと日本の配車アプリの相互利用を進め、訪日外国人が自国の配車アプリでスムーズに日本のタクシーを利用できるようにしていきます。

言葉の不安解消

- 1 外国語で接遇できるドライバーの採用・養成促進**
外国語に堪能なドライバーやインバウンド対応ドライバーの採用・養成を進めます。
- 2 外国語対応研修・認定制度の充実・拡大**
諸外国の文化・習慣や挨拶とその対応等についての研修を更に促進します。
- 3 空港・主要駅での利用環境の向上**
外国語接遇ドライバー専用乗り場・入講レーンの設置・拡大を進めます。
- 4 多言語音声翻訳システムの導入**
多言語音声翻訳システムを内蔵したスマートフォン・タブレットの導入の検討を進めます。

決済の不安解消

- 1 キャッシュレス決済への対応**
海外から日本を訪れたお客様にスムーズにタクシー運賃をお支払いいただけるようクレジットカード、電子マネー、交通系ICカード、QRコード決済対応端末の導入を促進します。
- 2 外国語対応・キャッシュレス決済対応車両の見える化**
外国語対応・キャッシュレス決済対応車両にステッカーを表示して見える化を図ります。

関係機関・団体と 連携した プロモーション活動

- 1 訪日外国人に対するタクシーの利用・予約方法等のプロモーション活動**
- 2 JNTO（日本政府観光局）と連携した海外プロモーション活動**
- 3 訪日外国人のニーズに対応した観光・周遊ルートの開発**

ケア輸送サービス

高齢者、障がい者等、手助けが必要な方々のためのタクシーの外出支援サービスをケア輸送サービスと呼んでいます。



バリアフリー法に基づく 基本方針

- 目標** 令和7年度末までに
- 全国でユニバーサルデザインタクシーを含む福祉タクシーを**約90,000台**導入する
 - 各都道府県における総車両数の**約25%**をユニバーサルデザインタクシーとする

ユニバーサルデザインタクシー

健常者はもちろんのこと、高齢者や妊産婦、子供連れ、車椅子の方など利用者にとって乗降の配慮がなされている流し営業も行うタクシーです。国の標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度に基づき、認定を受けたユニバーサルデザインタクシーは、マークを車体に表示しています。

平成29年10月に登場したトヨタ自動車のJPN TAXI（ジャパンタクシー）は、LPGハイブリッドシステムによる高い環境性能も備えており、導入が進んでいます。

さらなる普及促進のため令和6年4月1日に認定基準「レベル準1」が新設され、基準を満たす車種がユニバーサルデザインタクシーとして認定されています。

令和6年3月末現在、全国で合計**約40,000台**のユニバーサルデザインタクシーが導入されています。

福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを除く）

車椅子のまま乗降できるリフトやスロープ付きワンボックス型車両、寝たきりの方が介助者と一緒に乗車できる寝台付き車両、乗降が容易な回転シート付きの車両です。

令和6年3月末現在、全国で**約13,000台**導入されています。



日産 セレナ

UDレベル準1
（車椅子スロープ
耐荷重200kg）トヨタ
ジャパンタクシーUDレベル1
（車椅子スロープ
耐荷重300kg）

トヨタ ハイエース

ユニバーサルドライバー研修



各地のタクシー協会、無線協同組合、事業者等において、一般タクシー乗務員に対し統一的なカリキュラムによる**ユニバーサルドライバー研修**を実施し、高齢者や障がい者等の多様なニーズや特性の理解、お客様との円滑なコミュニケーションの確保等、適切な対応ができるよう取り組んでいます。

なお、東京タクシーセンター、神奈川タクシーセンター、名古屋タクシー協会、大阪タクシーセンターにおいては、全ての新任乗務員が本研修を受講しています。

研修修了者は
全国で約180,000人
（令和7年3月末現在）

広報活動

タクシーが我が国に誕生したのは、大正元年（1912年）8月5日^{（注）}です。現在の東京・有楽町マリオンが所在する地（千代田区有楽町2-5）に設立された「タクシー自動車株式会社」が、タクシーメーターを装備したT型フォード6台で営業を開始しました。全タク連では平成元年（1989年）にこの日を「タクシーの日」と定め、毎年、全国各地で多彩なキャンペーンを実施しています。

今後とも、地域の公共交通機関として、これまで以上にサービス及び利便性の向上に努めていくこととしておりますので、引き続き宜しくお願い致します。^{（注）}タクシーの営業開始日が8月であることは確かですが、開始日については諸説あります。

8月5日はタクシーの日

「タクシーの日」の主な行事の状況（令和6年）

- ① 寄付金、車いす、交通安全グッズ等の寄贈（募金活動を含む。）
- ② 啓発活動、街頭指導、ドアサービス、乗務員表彰等の実施
- ③ タクシー乗り場、公共施設等の清掃
- ④ イベント、式典、展示等の実施、参加
- ⑤ 献血運動
- ⑥ 抽選、アンケート、コンテスト、クイズ等によるタクシー乗車券、グッズ等のプレゼント
- ⑦ 新聞、ラジオ、インターネット、SNS等による広報活動
- ⑧ ラッピングタクシーによる広報活動
- ⑨ タクシードライバー就職希望者への訴求、人材確保
- ⑩ 頒布物（ポケットティッシュ、ウェットティッシュ、リーフレット等）、掲出物（のぼり旗、横断幕、ステッカー、ポスター等）等による広報活動



東京

こども霞が関見学デー

令和6年8月7日・8日に「こども霞が関見学デー」が開催され、霞が関周辺のタクシー乗車体験を通じて、タクシーを身近に感じてもらいました。また、乗車したこどもたちには乗車体験証明書をプレゼントしました。



「全国タクシーガイド」.....

「全国タクシーガイド」は、全国各地の約5,000社のハイヤー・タクシー事業者（法人タクシーの9割）に関する日本最大規模の情報検索サイトです。

利用者の方々は、観光、福祉、育児支援、妊婦応援、タクシー代行などのサービスを行っている会社を都道府県の各市町村別に知ることができます。

タクシーが必要なシーンに
自宅から、職場から、出先から
即検索！

遠く離れた土地勘のない地
域のタクシー会社（事業者）の
情報も、全国タクシーガイドで
わかりやすくご案内します。



情報検索サイト ▶▶▶

<http://www.taxi-guide.jp/>



スマホからも
検索可能

社会貢献



「交通安全」ステッカー

地域の安全を確保するために取り組んでいます

タクシーは、**365日24時間**、あらゆる場所を走行しています。



「各地域のタクシー協会等は、災害時等における緊急輸送・情報通信に関する協力協定等を
全国の地方自治体等 **約170機関**（うち34都道府県）と締結しています。」

（令和6年3月31日現在）

防災レポートタクシー

特別な研修を受けた運転者が、的確・迅速に情報を提供し、地域防災に貢献しています。

「火災予防」通報協力タクシー

特に夜中など火災予防に関する情報を110番、119番に通報することで火災の防止に役立っています。



防犯対策

タクシー事業者は、乗務員に防犯マニュアルを携行させる他、設備面では、防犯仕切板、防犯カメラ及び緊急通報システム等を設置して防犯対策を進めています。
更に、警察の協力の下で、防犯責任者や職員を対象に防犯訓練等の指導を進めています。

設置状況



車内防犯カメラ



周知ステッカー

防犯カメラ

設置あり

89.5%

(133,011両)

10.5%

(15,644両)

設置なし

防犯仕切板

設置あり

74.1%

(110,140両)

設置なし

25.9%

(38,515両)

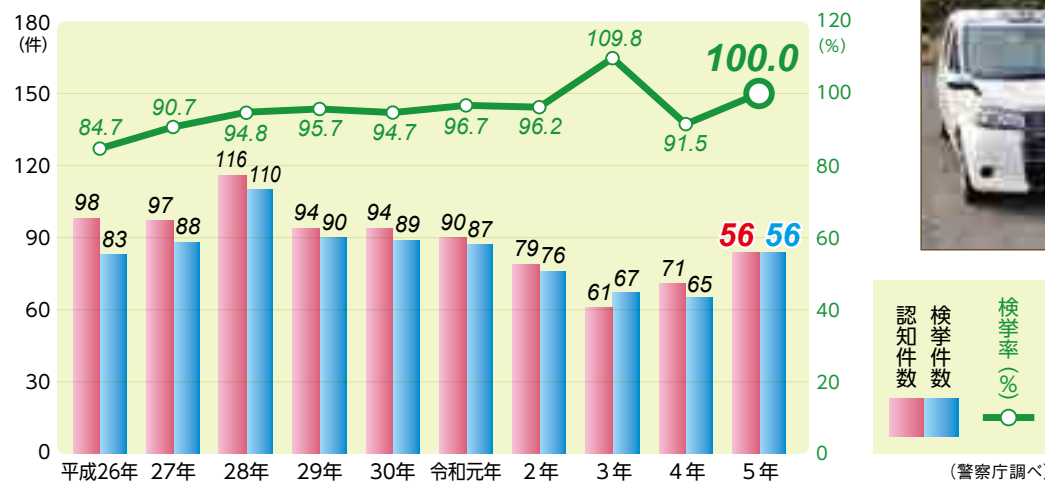
全国ハイヤー・タクシー防犯協力団体連合会
調査年月日：令和6年3月末現在

車内用「STOP カスタマーハラスメント」ステッカー



タクシー強盗の認知・検挙件数

タクシーを対象とした強盗事件は夜間帯を中心に発生しています。



警察官による防犯指導

タクシーの防犯基準（概要）

タクシー強盗に対応する防犯基準を策定。

項目	基準の概要
防犯責任者	→ 営業所等で防犯責任者を指定 → 乗務員に防犯必携（防犯マニュアル）の周知、防犯指導、防犯訓練等
乗務員	→ 車両の安全点検時に防犯設備も併せて点検 → 乗客に対する声かけの励行、必要最少限度の現金の所持 → 車外防犯灯の活用、身の危険を感じたときの対応要領等
防犯設備	→ 車外防犯灯、防犯仕切板、車内防犯カメラ等防犯設備の設置等
その他	→ 事業者の防犯必携（防犯マニュアル）の作成 → 車外防犯灯に関する広報等



タクシー強盗を想定した防犯訓練

都道府県協会一覧

※運輸局ブロックごとに色分けしています。

令和7年4月1日現在

団体名	所在地	電話・FAX
(一社)北海道ハイヤー協会	〒064-0808 札幌市中央区南八条西15-4-1	011-561-1171 FAX: 011-551-0161
(一社)青森県タクシー協会	〒030-0843 青森市大字浜田字豊田139-21 青森県交通会館	017-739-0545 FAX: 017-739-0448
(一社)岩手県タクシー協会	〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南2-8-3 岩手県自動車会館	019-638-1761 FAX: 019-637-3109
(一社)宮城県タクシー協会	〒984-0002 仙台市若林区卸町東3-2-38	022-288-1113 FAX: 022-288-1114
(一社)秋田県ハイヤー協会	〒010-0962 秋田市八橋大畑2-12-53 秋田県自動車会館	018-864-1351 FAX: 018-864-1353
(一社)山形県ハイヤー協会	〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422 山形県自動車会館	023-686-2505 FAX: 023-686-2503
(一社)福島県タクシー協会	〒960-8165 福島市吉倉字吉田40 福島県自動車会館	024-546-2028 FAX: 024-546-9845
(一社)茨城県ハイヤー・タクシー協会	〒310-0913 水戸市見川町2440-1 茨城県トラック総合会館内	029-297-7131 FAX: 029-297-7132
(一社)栃木県タクシー協会	〒321-0169 宇都宮市八千代1-4-12 栃木県交通会館	028-658-2411 FAX: 028-659-4512
(一社)群馬県タクシー協会	〒379-2166 前橋市野中町322-1	027-212-0871 FAX: 027-212-0872
(一社)埼玉県乗用自動車協会	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-10-4 八千代ビル	048-863-6431 FAX: 048-863-7833
(一社)千葉県タクシー協会	〒260-0855 千葉市中央区市場町7-9 千葉県土地開発公社内	043-307-7002 FAX: 043-307-7003
(一社)東京ハイヤー・タクシー協会	〒102-0074 千代田区九段南4-8-13 自動車会館	03-3264-8080 FAX: 03-3221-7665
(一社)神奈川県タクシー協会	〒231-0066 横浜市中区日ノ出町2-130 神奈川県ハイヤータクシー会館	045-241-3577 FAX: 045-241-3581
(一社)山梨県タクシー協会	〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館	055-262-1212 FAX: 055-262-1213
(一社)新潟県ハイヤー・タクシー協会	〒950-0901 新潟市中央区弁天3-3-15 新潟県ハイ・タク会館	025-241-8677 FAX: 025-247-0655
富山県タクシー協会	〒930-0992 富山市新庄町馬場24-2 富山県自動車会館	076-423-0622 FAX: 076-423-0631
(一社)石川県タクシー協会	〒920-8203 金沢市鞍月2-1 石川県IT総合人材育成センター	076-254-1348 FAX: 076-268-1349
(一社)長野県タクシー協会	〒381-0034 長野市大字高田字高田沖359-3 長野県タクシー会館	026-227-7177 FAX: 026-228-9558
(一社)福井県タクシー協会	〒918-8023 福井市西谷1-1401 福井県自動車会館	0776-34-1722 FAX: 0776-34-1723
岐阜県タクシー協会	〒501-6133 岐阜市日置江2648-2 岐阜県自動車会館	058-279-3728 FAX: 058-279-3677
商業組合 静岡県タクシー協会	〒422-8004 静岡市駿河区国吉田2-4-26 静岡県自動車会館	054-261-1401 FAX: 054-261-1403
愛知県タクシー協議会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-881-1315 FAX: 052-872-0968
名古屋タクシー協会	〒466-8558 名古屋市昭和区滝子町30-16 愛知県自動車会館	052-871-0601 FAX: 052-871-8715
(一社)三重県タクシー協会	〒514-0303 津市雲出長常町字六ノ割1190-1 三重県自動車会議所会館	059-234-8438 FAX: 059-234-8448
(一社)滋賀県タクシー協会	〒524-0104 守山市木浜町2298-4 滋賀県トラック総合会館	077-585-8261 FAX: 077-585-8262
(一社)京都府タクシー協会	〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5 京都自動車会館	075-691-6518 FAX: 075-682-5325
(一社)大阪タクシー協会	〒541-0059 大阪市中央区博労町2-2-13 大阪堺筋ビル	06-6125-5400 FAX: 06-6125-5445
(一社)兵庫県タクシー協会	〒651-0084 神戸市中央区磯辺通2-2-10 ワンノットトリーズ神戸ビル	078-862-9292 FAX: 078-862-9256
(一社)奈良県タクシー協会	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 奈良県自動車会館	0743-57-0073 FAX: 0743-23-1181
(一社)和歌山県タクシー協会	〒640-8342 和歌山市友田町3-64 和歌山県タクシー協会会館	073-422-3150 FAX: 073-422-3351
(一社)鳥取県ハイヤー・タクシー協会	〒680-0006 鳥取市丸山町246-10 (一社)鳥取県バス協会内	0857-24-4689 FAX: 0857-21-8670
(一社)島根県旅客自動車協会	〒690-0821 松江市上東川津町1238	0852-60-0928 FAX: 0852-60-0805
(一社)岡山県タクシー協会	〒703-8261 岡山市中区海吉1806-1 岡山県タクシー会館1F	086-238-3008 FAX: 086-238-2807
(一社)広島県タクシー協会	〒733-0036 広島市西区観音新町1-7-71 広島県タクシー協会会館	082-233-9155 FAX: 082-293-9296
(一社)山口県タクシー協会	〒753-0821 山口市葵1-5-58 山口県自動車会館	083-922-5110 FAX: 083-922-4303
徳島県タクシー協会	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-6 徳島県自動車会館	088-641-4116 FAX: 088-641-4646
香川県タクシー協同組合	〒760-0065 高松市朝日町5-4-27 香川ハイタク会館	087-821-8513 FAX: 087-823-3617
(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	〒790-0067 松山市大手町1-7-4 伊予鉄大手町ビル	089-941-7481 FAX: 089-947-6721
高知県ハイヤー・タクシー協議会		
(一社)高知県ハイヤー協会	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-6555 FAX: 088-866-6556
高知市ハイヤー協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1879-9 高知交通会館	088-866-0520 FAX: 088-866-6741
(一社)福岡県タクシー協会	〒812-0014 福岡市博多区比恵町11-1 福岡タクシー会館ビル	092-474-8340 FAX: 092-474-8350
(一社)佐賀県バス・タクシー協会	〒849-0928 佐賀市若楠2-7-2 佐賀県交通会館	0952-31-2341 FAX: 0952-31-2342
(一社)長崎県タクシー協会	〒851-0103 長崎市中里町1576-6 長崎県自動車協会会館	095-838-2664 FAX: 095-839-8400
(一社)熊本県タクシー協会	〒862-0901 熊本市東区東町4-14-31 熊本県タクシー会館	096-368-4101 FAX: 096-365-5986
(一社)大分県タクシー協会	〒870-0907 大分市大津町3-4-13 大分県交通会館	097-558-5759 FAX: 097-558-5756
(一社)宮崎県タクシー協会	〒880-0925 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-24	0985-51-8081 FAX: 0985-54-8320
(一社)鹿児島県タクシー協会	〒892-0836 鹿児島市錦江町11-49 鹿児島県タクシー会館	099-222-3255 FAX: 099-222-3653
(一社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	〒900-0021 那覇市泉崎2-103-4	098-855-1344 FAX: 098-853-5075

一般社団法人

全国ハイヤー・タクシー連合会
Japan Federation of Hire-Taxi Associations

発行人：川鍋一朗
編集人：神谷俊広

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-13 自動車会館3階
TEL. 03(3239)1531(代表)／FAX. 03(3239)1619
URL : <http://www.taxi-japan.or.jp>
E-mail : info@taxi-japan.or.jp

ドア・ツー・ドアの公共交通機関である **タクシー** は
国民生活の足、地域の活力の維持・地方創生の担い手として
安全・安心・快適をモットーに
これからも国民の皆様のために頑張ります。

ご声援よろしくお願いします！

